

堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の指定管理者の考え方について  
(非公募理由)

以下の理由から、公益財団法人堺市文化振興財団を指定管理者の候補者として選定手続きを進めていくことが妥当であると考えます。

- 堺市民芸術文化ホールが、本市の文化施策における中核を担う施設として、市民の文化力の向上及び魅力と活力のある地域社会の形成や都市魅力を創造・発信していくためには、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律やその指針をしっかりと遵守し、公共ホールの使命を果たすことが重要である。  
また、堺市民芸術文化ホールの運営管理は、平成27年3月に制定した「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」に基づく、文化振興によるまちづくりの観点や本市の文化振興施策との整合性を図る必要がある。本市の文化振興の推進母体として設立されて以来、これまで市内文化団体や教育機関などと連携して普及啓発事業などを展開してきた実績がある公益財団法人堺市文化振興財団が指定管理者となることで、市と一体となって、公共ホールとしての使命を果たしつつ、実施する事業の質を担保し、採算性と公益性のバランスをとった運営が可能となるため。
- 堺市民芸術文化ホールが、中枢文化施設として、長期の企画・準備期間を要する優れた舞台芸術や多彩な公演を開催するためには、安定した運営を担保することが必要であり、また、専門人材の確保・育成の観点から長期的な視点が必要であるため。
- 本市の文化施策を実践する場である堺市民芸術文化ホールにおいて、長期安定した運営によってもたらされる事業の企画・立案・実施や広報・営業等のノウハウを蓄積し、本市の財産とするとともに後世に引き継いでいくため。
- 堺市翁橋公園は緑豊かな憩いの場及び来館者を迎え入れるアプローチ空間として堺市民芸術文化ホールと一体的に整備し、公益財団法人堺市文化振興財団が堺市翁橋公園と堺市民芸術文化ホールを一体的に運営管理することで効率的・効果的な維持管理だけでなく、そのスペースを活用した様々なイベントを主体的に速やかに実施することができ、機能的で有意義な空間活用が可能になるため。